

29多健介第1920号

平成30年3月19日

多摩市総合事業訪問介護事業所
多摩市総合事業通所介護事業所
指定介護予防支援事業所
指定居宅介護支援事業所 御中

多摩市健康福祉部長
(公印省略)

介護予防・日常生活支援総合事業における
月額包括報酬サービスの日割り請求にかかる適用について（通知）

日頃より、本市の介護保険事業にご理解とご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

また、先般の指定更新については、ご協力頂きましてありがとうございました。

さて、提出頂いた運営規程等につきまして、月途中の契約開始または解除の場合には日割りを行わない旨記されたものが散見されました。

平成28年4月19日付28多健介第91号「介護予防・日常生活支援総合事業における月額包括報酬サービスの日割り請求にかかる適用について（通知）」でもお知らせしましたとおり、月額包括報酬対象サービスである介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）の訪問型サービス及び通所型サービスについては、「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について（介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（確定版）（平成28年3月31日事務連絡）」）に則り、月途中において、利用者と契約開始又は解除した場合は、従前の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護とは異なり、日割りで算定することとなっています。

平成30年3月6日付で国から同様の事務連絡が発出されましたが、この取り扱いについては変更無く、日割りとなっています。

関係各位におかれましては、基準に則った運用を改めてご確認いただき、適正な給付及び規程類の整備をお願い申し上げます。

【参考】

- 「介護予防・日常生活支援総合事業における月額包括報酬サービスの日割り請求にかかる適用について（通知）」（平成28年4月19日付28多健介第91号）
- 「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について（介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（確定版）（平成28年3月31日事務連絡）」
- 「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用（新規）（介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（その5）平成30年3月6日事務連絡）」

<本件に関するお問い合わせ>

多摩市健康福祉部介護保険課認定給付係

電話 042-338-6907 FAX 042-371-1200